

本 編



計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を主な目標として、平成25年度に「健康日本21(第二次)」を策定し、国民の健康づくりの推進に向けた取組を展開してきました。「健康日本21(第二次)」の最終評価では、健康寿命は着実に延伸しつつあるものの、性・年齢階級別では悪化している指標があるとの指摘がありました。

そこで、令和6年度から令和17年度までを計画期間とする「健康日本21(第三次)」では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりを展開し、より実効性をもつ取組を推進することとしています。また、基本的な方向として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つが定められました。

加えて、国は、家族構成や生活様式の多様化等により、食をめぐる環境が大きく変化し、不規則な食生活や栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全性に対する不安の高まりや食料自給率の低迷等、様々な課題が発生することに対し、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を柱に、取組と施策を推進していくこととしています。

(2) 川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）

本市では、平成13年度に「川口市健康・生きがいづくり計画」を、平成19年度には「川口市健康・生きがいづくり計画」（後期計画）を策定し、基本理念「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」を実現するため、各種施策を推進してきました。平成25年度で後期計画が終了することに伴い、少子高齢化の進行など社会環境の変化に対応するため、国・県の計画を勘案し、新たな健康・生きがいづくりの指針として「川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）」を平成26年3月に策定し、健康や生きがいづくりを推進しました。

（３）川口市食育推進計画（第２次）

本市では、平成22年３月に「楽しく食べて きょうも生き活き みんながつくる 未来の川口」を基本理念とした「川口市食育推進計画」を策定し、市民の参画や協働のもとに様々な施策に取り組んできました。その後、社会環境の変化に伴った食育推進施策が求められたため、平成29年３月に「笑顔の食事がつなぐ明日の元気」を基本理念とした、「川口市食育推進計画（第２次）」を策定し、食育の推進に取り組んできました。

（４）本計画策定の趣旨及び目的

本市ではこれまで、「川口市健康・生きがいきづくり計画」及び「川口市食育推進計画」に基づき、健康増進及び食育推進に取り組んできました。この度、両計画が令和６年度末に終了することから、健康づくりと食育に関する取組を効果的かつ効率的に推進するため、両計画を総合的に一体化した「川口市健康生きがいきづくり計画・食育推進計画（第三次）」を策定することとしました。

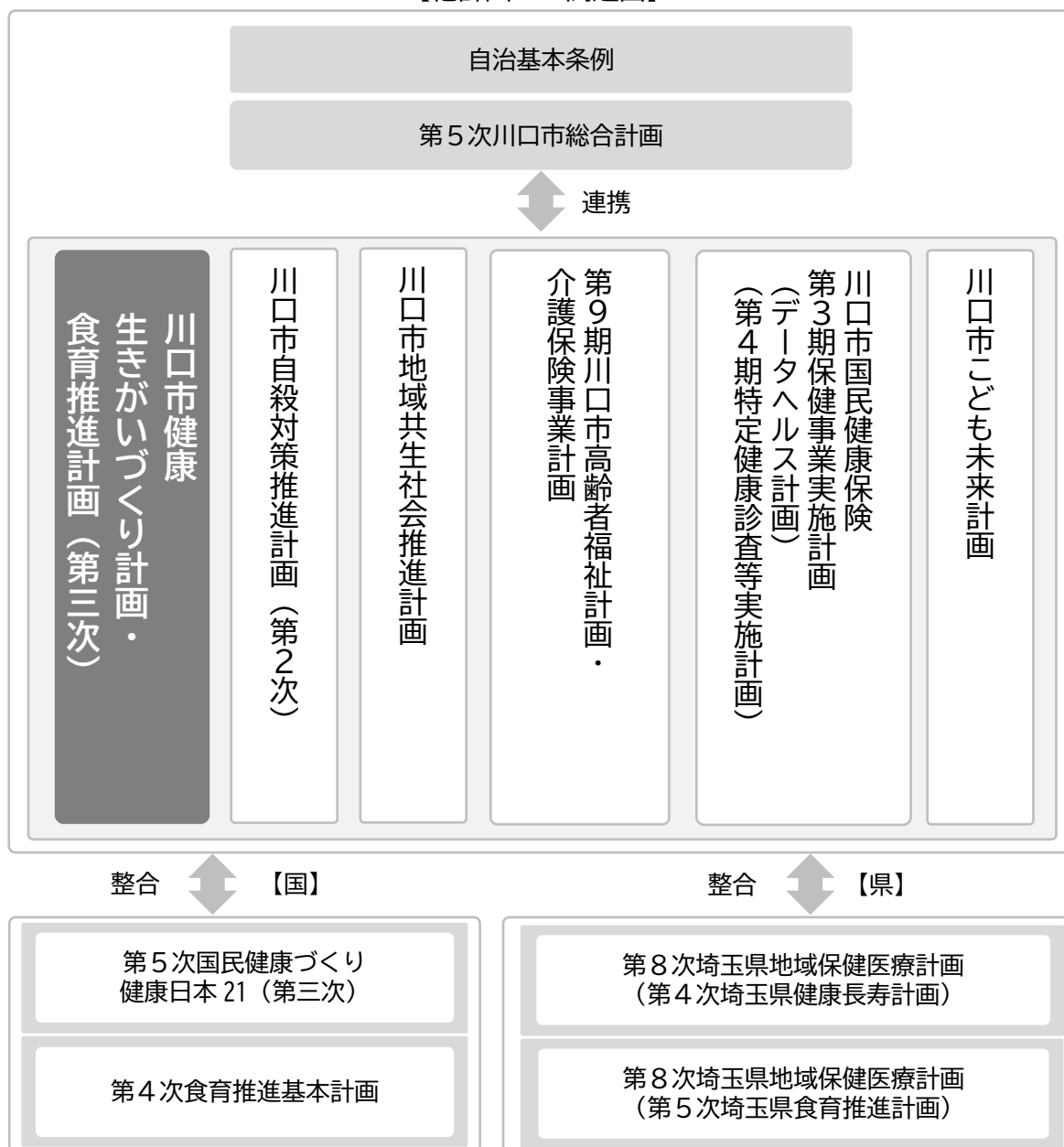
本計画は、どの世代の市民も、健康で生きがいをもち、食を楽しみながら生活することができるまちを目指し、これまでの計画の進捗状況、市民意識調査の結果、健康日本21（第三次）及び第４次食育推進基本計画の方向性を踏まえ、策定します。



第2節 計画の位置づけ

この計画は、「健康増進法」第8条及び「食育基本法」第18条に基づく地方計画として位置づけ、本市の「自治基本条例」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第5次川口市総合計画」を踏まえ、他の関連計画とも連携を図りながら、総合的に健康・生きがいづくり、食育を推進します。

【他計画との関連図】



第3節 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。ただし、計画の進捗状況や今後の課題に関して検討を行うとともに、国・県の状況などによって必要に応じて見直すこととします。

	令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	…	17	18	19
国	健康日本 21 (第二次)		延伸	健康日本 21 (第三次)										
	第 4 次食育推進基本計画										…			
埼玉県	埼玉県健康長寿計画 (第 3 次)			第 8 次埼玉県地域保健医療計画 (第 4 次埼玉県健康長寿計画) (第 5 次埼玉県食育推進計画)							…			
	埼玉県食育推進計画 (第 4 次)										…			
川口市	第 5 次川口市総合計画					第 6 次川口市総合計画								
	川口市健康・生きがい づくり計画 (第二次)			延伸	川口市健康生きがいづくり計画・ 食育推進計画 (第三次)									策 定
	川口市食育 推進計画 (第 2 次)		延伸											
	川口市自殺対策推進計画			川口市自殺対策推進計画 (第 2 次)										
	川口市国民健康保険 第 2 期保健事業実施計画			川口市国民健康保険 第 3 期保健事業実施計画										
	第 8 期川口市高齢者福祉計 画・介護保険事業計画			第 9 期川口市高齢 者福祉計画・介護 保険事業計画										

第4節 計画の推進体制・評価方法

○国や県の健康増進及び食育推進に関する方針を踏まえながら、市の健康福祉分野の行政計画と整合を図り、川口市地域保健審議会を中心に推進するとともに、関係団体等との連携を強化し、市民の健康・生きがいづくりと食育推進を支援することを目指します。

○計画の評価については、毎年度、川口市地域保健審議会において検討し、その結果を公表します。

○計画の中間年である令和12年度には、中間見直しを実施します。

○計画の最終年度には、市民意識調査の実施等により、目標の達成度について評価を行います。

○国・県の状況などによっては、計画期間中においても必要に応じて評価を行います。

第5節 市民意識調査の概要

計画策定のための基礎資料として、「就学前保護者」、「小・中学生、高校生」、「小・中学生、高校生保護者」、「一般成人」を対象として、アンケート調査を行いました。

(1) 調査対象者

【就学前保護者】3～5歳児の保護者（児童の年齢区分別に無作為抽出）

【小学2年生保護者】指定する市立小学校2年生の保護者

【小・中学生、高校生保護者】指定する市立小学校5年生、市立中学校2年生、
市立高等学校2年生（全日制）の保護者

【小・中学生、高校生】指定する市立小学校5年生、市立中学校2年生、
市立高等学校2年生（全日制）の児童生徒

【一般成人】18歳以上の市民（年齢区分別に無作為抽出）

(2) 調査期間

【小・中学生、高校生とその保護者】令和6年6月21日～令和6年7月19日

【就学前保護者、一般成人】令和6年7月9日～令和6年7月31日

(3) 調査方法

郵送による配布・回収及びWEBによる回答

(4) 調査配布数・回答数・回答率

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	700通	407通	58.1%
小学2年生保護者	629通	188通	29.9%
小・中学生、高校生保護者	1,688通	400通	23.7%
小・中学生、高校生	1,688通	1,007通	59.7%
一般成人	2,000通	753通	37.7%

第6節 「川口市地域保健審議会部会」での審議

本計画に、健康・生きがいづくり、食育推進に関する団体等の意見を反映するとともに、市における健康・生きがいづくり、食育推進の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、健康・生きがいづくり、食育推進の支援に関する事業に従事する者等で構成する川口市地域保健審議会に川口市地域保健審議会部会（川口市健康・生きがいづくり計画・食育推進計画（第三次））（以下、部会という）を設置し、計画の内容について審議しました。

また、部会で審議した内容を川口市地域保健審議会で報告しました。

